# 第6章 タイ

- 伝統的農産物輸出国から工業品輸出国への変貌-

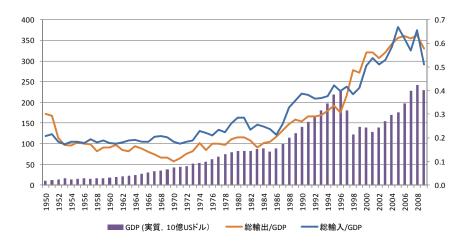
井上荘太朗

## 1. タイの経済と貿易の概要

タイでは、1980年代以降、輸出指向型の工業化戦略が採用され、そしてプラザ合意以降の円高により日本からの投資資金が大量に流入したことを大きな契機として、GDPが急速な増加を遂げた(第6-1図)。1997年からのアジア経済危機では、大きな影響を受けたものの2001年以降再び回復過程に入り、リーマンショックの影響から2009年にマイナス成長となるまで、長期にわたり経済成長が続いた。

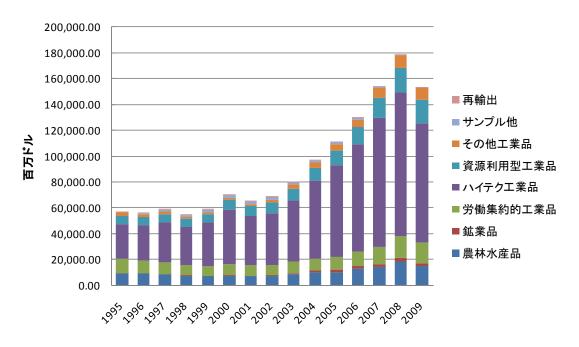
その間、タイ経済は海外市場との関係を急速に深めた。輸出および輸入と GDP との比率は、いずれも 1980 年代の後半までは、いずれも 3 割に満たない水準であったが、以後急上昇し、2000 年代の後半には 5 割を超える水準となった (第 6-1 図)。こうした動向は、原材料を海外から輸入して、工業製品を製造・加工し輸出するという加工貿易によって成長を遂げたタイ経済の姿をよく表している。

タイの輸出の内訳を見ると、 2002 年ごろからハイテク工業品の輸出が急増し、シェアを拡大している一方、労働集約的な工業品の輸出は、その金額自体は増加しているが、シェアを低下させている(第6-2図)。また、農林水産品の輸出は10%程度を維持しており、経済成長が進む中でもその地位を維持し続けていることも注目される。こうした動向は、海外市場の動きとタイ自身の比較優位性を反映しながら変化を遂げているものである。



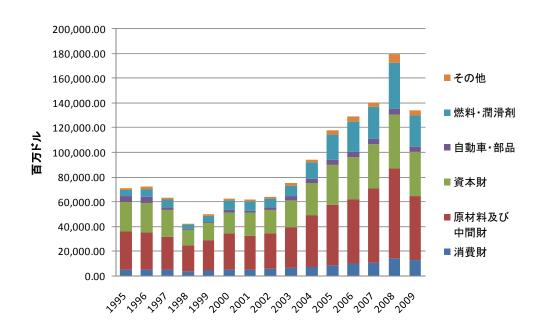
第 6-1 図 タイの GDP と輸出入の比率の推移

資料: International Financial Statistics, IMF



第6-2図 タイの輸出構造の推移

資料: Bank of Thailand



第6-3図 タイの輸入構造の推移

資料: Bank of Thailand

輸入では、鉱物資源にあまり恵まれず、組み立て型の機械製品の輸出の多いタイ経済の特徴を反映して、2000年代に入ると原材料・中間財や燃料・潤滑油の輸入が拡大し、2000年ごろの約600億ドルから、2008年には1800億ドル以上と約3倍になっている。また所

得が上昇するのにともなって、消費財の輸入が増加している(第6-3図)。

貿易相手について、主要国・地域の構成を 2000 年と 2009 年で比較してみると、日本とアメリカが輸出入ともシェアを低下させる一方、中国がその存在を極めて大きなものにしている (第6-1表)。

輸出では、日本、NAFTA(ほとんどがアメリカ)、EU のシェアがいずれも低下している。この 3 者をあわせたシェアは 2000 年の 54.0%から 34.4%に低下している。一方で、中国と香港のシェアが急拡大している。両者のシェアをあわせると 2000 年の 9.1%から、2009年には 16.8%に増加している。ASEAN のシェアは 19.4%から 21.3%と微増である。

輸入元の構成も輸出とよく似た動向を示している。日本、NAFTA、EU のシェアはいずれも低下し、3 者の合計シェアは 2000 年の 47.7%から 34.6%に低下している。他方、中国と香港のシェアはあわせて 2000 年の 6.8%から、2009 年には 14.0%に増加している。ASEAN のシェアは 16.6%から 18.5%と微増である。

第6-1表 タイの貿易相手国・地域

	2000		2008		2009	
輸出	百万バーツ	%	百万バーツ	%	百万バーツ	%
日本	408, 341	14. 7	661,566	11.3	535, 876	10.3
NAFTA	637, 938	23.0	744,003	12.7	635, 225	12.2
EU (27)	452, 133	16.3	769, 774	13.2	618, 758	11.9
ASEAN	537, 507	19.4	1, 319, 391	22.5	1, 106, 492	21.3
中東	83, 785	3.0	313,053	5.4	298, 444	5.7
オーストラリア	65, 089	2.3	263, 181	4.5	291, 956	5.6
中国	113, 283	4.1	532, 319	9.1	548, 760	10.6
香港	139, 780	5.0	330, 754	5.7	323, 220	6.2
インド	22, 446	0.8	110, 194	1.9	109, 863	2.1
韓国	50, 835	1.8	121, 103	2.1	96, 110	1.9
その他	262, 691	9.5	686,033	11.7	629, 884	12.1
総輸出額	2, 773, 827	100.0	5, 851, 371	100.0	5, 194, 589	100.0
- 輸入						
日本	615, 662	24.7	1, 116, 459	18.7	860, 102	18.7
NAFTA	312, 396	12.5	422,881	7.1	319,073	6.9
EU (27)	262, 247	10.5	476, 966	8.0	415, 325	9.0
ASEAN	415, 231	16.6	1,002,145	16.8	850, 941	18.5
中東	255, 685	10.3	932, 873	15.6	568, 840	12.4
オーストラリア	46, 776	1.9	171, 744	2.9	130, 414	2.8
中国	135, 700	5.4	670, 343	11.2	586, 127	12.7
香港	35, 578	1.4	65, 177	1.1	59, 652	1.3
インド	24, 879	1.0	87, 263	1.5	59, 448	1.3
韓国	87, 171	3.5	228, 216	3.8	186, 762	4.1
その他	302, 817	12.1	788, 416	13.2	563, 864	12.3
総輸入額	2, 494, 141	100.0	5, 962, 482	100.0	4,600,548	100.0

資料: Bank of Thailand

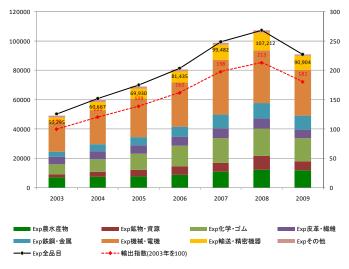
## 2. アジア太平洋諸国との輸出入

### (1) タイからアジア太平洋諸国への輸出

第1章の分析では、アジア太平洋諸国の貿易の全体的な動向として、これら諸国間の輸出入額が2003年から2008年にかけての5年間で約2倍に増加し、米国、日本、ASEANに、加工貿易を急激に拡大させた中国を加えた新しい貿易グループが形成されていることが示されている。そして、このアジア太平洋諸国の貿易グループの構成では、日本のシェアが停滞する一方で中国の躍進が著しいこと、またアメリカの輸入が急増して巨大な市場が提供されていることが示されている。タイのアジア太平洋諸国に対する貿易動向は、この大きな流れにほぼ対応している。

2003 年から 2008 年にかけて、タイのアジア太平洋地域向けの輸出は大幅に増加した。輸出増加の中心となったのは機械・電機、輸送・精密機器である(第 6-4 図)。ただし、2009 年にはリーマンショックを契機とする世界的な不況から、鉱物・資源、農水産物、化学・ゴムの価格が低下し、輸送・精密機器の輸出も減少したことから、輸出額は大きく減少した。タイからアジア太平洋諸国に向けた 2008 年の輸出の総額は 1071 億 71 百万ドルである。輸出先は、アメリカ、日本、中国の順となっている。

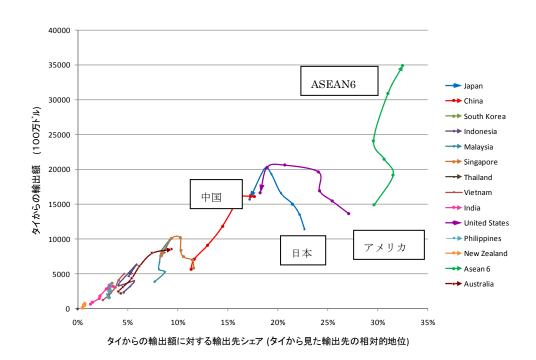
品目別でみると、タイからアジア太平洋地域向けの輸出額は、機械・電機、化学・ゴム、 農水産物、輸送・精密機器、鉄鋼・金属の順に大きい。現在では機械・電機や輸送・精密 機器の割合が増加する一方で、労働集約的な部門である皮革・繊維の総輸出に占める割合 は増加していない。また、土地資源に恵まれ農業関連産業も盛んなため、農水産品やその 加工品の輸出も多い。工業製品の輸出が拡大した現在でも、農水産品は総輸出の1割程度 を占めており、輸出額が多い農産品は、米、ゴム、エビ、キャッサバ、鶏肉等である。



第6-4図 タイのアジア太平洋諸国への輸出

資料: World Trade Atlas から作成。

全品目の輸出額と輸出先シェアの動きを見ると、ASEAN 向けの輸出額の増加が顕著である (第6-5 図)。また、中国向け輸出が金額、シェアともに増加していることが注目される。一方、日本とアメリカ向け輸出は、総額ベースでは2008年までは、2009年に減少している。しかし、シェアはほぼ一貫して低下傾向にある。ASEAN6向けは増加しているが、シェアはあまり変化していない。

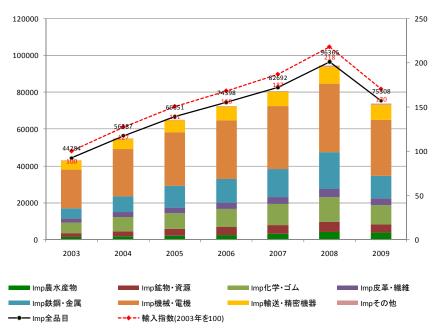


第6-5図 タイの輸出額と輸出先別のシェアの推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成。

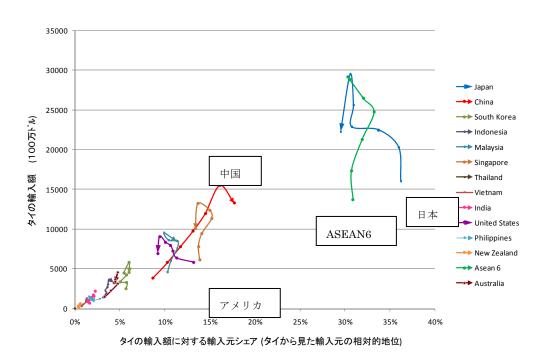
#### (2) アジア太平洋諸国からタイへの輸出

アジア太平洋諸国全体からタイへの輸出は、タイからの輸出額を下回る傾向が続いている。しかし、2003年から2008年において、アジア太平洋諸国からタイへの輸出額は約2倍以上に増加している(第6-6回)。2008年のアジア太平洋諸国からタイへの輸出の総額は945億15百万ドルであり、品目でみると、機械・電機、鉄鋼・金属、化学・ゴムといった加工工業のための原材料が多い。この上位3部門でタイ向け輸出の大半を占めている。全品目の輸入額と輸入元のシェアの動きを見ると、ASEANからの輸出はシェアはあまり増加していないものの金額の増加が顕著である(第6-7回)。また輸出と同様、中国から輸出が金額、シェアともに増加している一方、日本とアメリカからの輸出は、総額ベースでは2008年までは増加し、2009年に減少している。しかし、シェアはほぼ一貫して低下傾向にある。



第6-6図 アジア太平洋諸国からタイへの輸出

資料: World Trade Atlas から作成。



第6-7図 タイの輸入額と輸入元別のシェアの推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成。

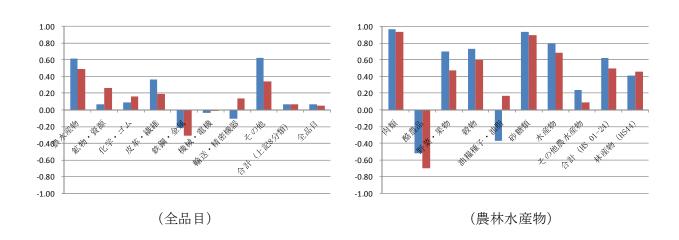
注:タイの輸入額は、アジア太平洋諸国からタイへの輸出額である。

## (3) 競争力指数

アジア太平洋諸国に対してタイの競争力の高い品目は、農水産物、鉱物・資源、化学・ゴム、皮革・繊維である(第6-8図)。一方、鉄鋼・金属の競争力は低い。また 2003 年と比べ、2008 年で競争力指数がプラスに転じている品目は、輸出向け自動車産業の育成政策が功を奏している輸送・精密機器の他、輸出価格が良好であった鉱物・資源、化学・ゴムである。

農林水産物の輸出競争力を見てみると、ほとんどの品目でプラスであり、タイが広範な範囲の農林水産物で高い競争力を持っていることが分かる(第6-8図)。ただし多くの農水産品目で、競争力指数は低下しており、タイが伝統的な農産物輸出国からハイテク工業品の輸出国に徐々に変貌している姿が表れている。

競争力指数が 0.8 を超える肉類と砂糖類をはじめ、野菜・果物、穀物、水産物の競争力 指数はいずれも高い。競争力指数が 2008 年でもマイナスであるのは、国内での生産が少 ない酪農品のみである。また 2008 年には油糧種子・油脂の競争力指数がプラスに転じて いるが、これは大豆の輸入が減少する一方、パーム油の輸出が拡大したことが影響してい る。



第6-8図 タイのアジア太平洋諸国に対する競争力指数

(青色は 2003 年と赤色は 2008 年)

資料: World Trade Atlas から作成。

## 3. タイとアジア太平洋諸国との2国間貿易

### (1) タイとアジア太平洋諸国との2国間貿易

アジア太平洋地域の貿易におけるタイの基本的なポジションは,原材料を輸入して工業製品を輸出するという加工貿易国であると同時に,土地資源に恵まれた伝統的農産物輸出国というものである。そして,中国やベトナム等に比べて賃金水準が相対的に高くなったタイでは,競争力指数の変化に表れるように,皮革・繊維のような労働集約的部門の競争力が低下している。その一方,輸出工業の中では自動車産業の育成に力が入れられ,輸送・精密機器部門の輸出競争力が強化されており,輸入では,材料部品や,鉄鋼・金属の輸入が拡大している。

さて、タイはアジア太平洋地域全体に対して出超であり、また域内のほとんどの国に対しても出超となっており(第 6-2 表)、タイが入超となっている国は日本、韓国、シンガポールのみである。以下、貿易額の多い、日本、中国、アメリカとその他の諸国にわけて、貿易の構成を確認する。

第 6-2 表 タイとアジア太平洋諸国との貿易(2008年, 100万ドル)

	日本	<b>k</b>	中国	E	韓国	E	インドネ	ミシア
	輸出	輸入	輸出	- 輸入	輸出	- 輸入	輸出	輸入
農水産物	3,394	242	904	705	470	139	767	225
鉱物•資源	930	94	1,864	152	636	77	226	1,054
化学・ゴム	2,956	3,874	4,609	2,303	684	1,019	1,143	491
皮革•繊維	981	642	829	1,576	314	287	369	282
鉄鋼・金属	2,342	7,306	336	3,070	267	2,118	552	636
機械•電機	7,096	11,978	7,348	6,282	1,121	1,664	1,465	567
輸送•精密機器	1,843	4,350	307	1,125	140	455	1,758	388
その他	540	183	15	303	31	16	49	14
合計(上記8分類)	20,082	28,669	16,212	15,516	3,663	5,775	6,329	3,657
全品目	20,085	29,491	16,215	15,520	3,666	5,779	6,332	3,661

	マレー	・シア	フィリ	ピン	シンガオ	∜─ル	ベトナ	-L
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
農水産物	1,070	444	703	151	516	360	368	144
鉱物•資源	607	1,503	199	46	2,691	718	1,121	172
化学・ゴム	2,827	1,364	518	60	805	2,213	1,100	92
皮革•繊維	423	356	175	20	235	282	541	116
鉄鋼•金属	659	962	217	290	671	748	475	201
機械•電機	3,053	4,168	914	182	3,950	7,683	933	497
輸送•精密機器	1,193	672	753	511	1,169	723	449	56
その他	48	29	26	6	46	64	37	6
合計(上記8分類)	9,880	9,498	3,505	1,266	10,083	12,791	5,024	1,284
全品目	9,884	9,548	3,507	1,509	10,087	13,185	5,028	1,288

	イン	ド	オースト	ラリア	ニュージー	ーランド	アメリ	lカ
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
農水産物	134	342	595	367	106	309	3,236	748
鉱物・資源	247	64	338	1,157	9	133	542	288
化学・ゴム	799	328	816	258	177	9	2,243	1,464
皮革•繊維	210	125	215	191	25	56	2,480	663
鉄鋼•金属	717	945	1,983	2,284	65	25	2,243	1,255
機械∙電機	1,030	261	1,095	173	129	57	7,824	3,508
輸送∙精密機器	220	88	2,808	38	219	2	1,213	818
その他	32	7	132	3	9	0	502	93
合計(上記8分類)	3,389	2,160	7,982	4,471	739	591	20,283	8,837
全品目	3,394	2,168	7,987	4,556	742	595	20,285	9,066

資料: World Trade Atlas

注:全てFOB価格。輸入は相手国からタイへの輸出額を示す。

## 1) タイ-日本:タイの入超。タイからは一次産品、日本からは工業品。

タイは日本に対しては機械・電機の他、農産物や天然ゴムなどの一次産品の輸出が多い一方、日本からの輸出は工業品であり、機械・電機、鉄鋼・金属、輸送・精密機器の輸出が目立つ。第6-9 図によると、タイから日本への輸出総額は2002年の100億ドルから2008年には200億ドルへと倍増したが、2009年には157億ドルに大幅に低下した(第6-9図)。日本からタイへの輸出総額は2002年の132億ドルから2008年には295億ドルに2.2倍に増加したのち、2009年には222億ドルへと大幅に低下した。

#### 2) タイ-中国:急速な貿易拡大。機械・電機、化学・ゴムの双方向貿易。

タイから中国への輸出は 2007 年まで急速に拡大した。2002 年は 35 億ドルであった輸出額は 2007 年には 159 億ドルへと約 4.5 倍に増加したのである。その後, 2008 年, 2009 年はほぼ横ばいである(第 6-9 図)。タイから中国への輸出内訳は機械・電機と化学・ゴムに極端に偏っている。また鉱物・資源の輸出も多い。中国からタイへの輸出も急速に拡大している。2002 年には 30 億ドルであったが,2007 年には 4 倍の 120 億ドル,2008 年には 5 倍以上の 155 億ドルに増加した。内訳では,機械・電気,鉄鋼・金属,化学・ゴムの順に多い。

#### 3) タイ-アメリカ:タイの圧倒的出超

2008 年で見ると、タイからアメリカへの輸出総額は 203 億ドルに対して、アメリカからタイへの輸出総額は 88 億ドルとタイの圧倒的出超である。タイからの輸出の 1 位は機械・電機であるが、農水産物や化学・ゴムのような一次産品、あるいは皮革・繊維という労働集約的な製品の輸出も多い。アメリカからタイへの輸出では、機械・電気、化学・ゴム、鉄鋼・金属が多い(第 6-9 図)。

#### 4) タイとその他のアジア太平洋諸国との貿易関係

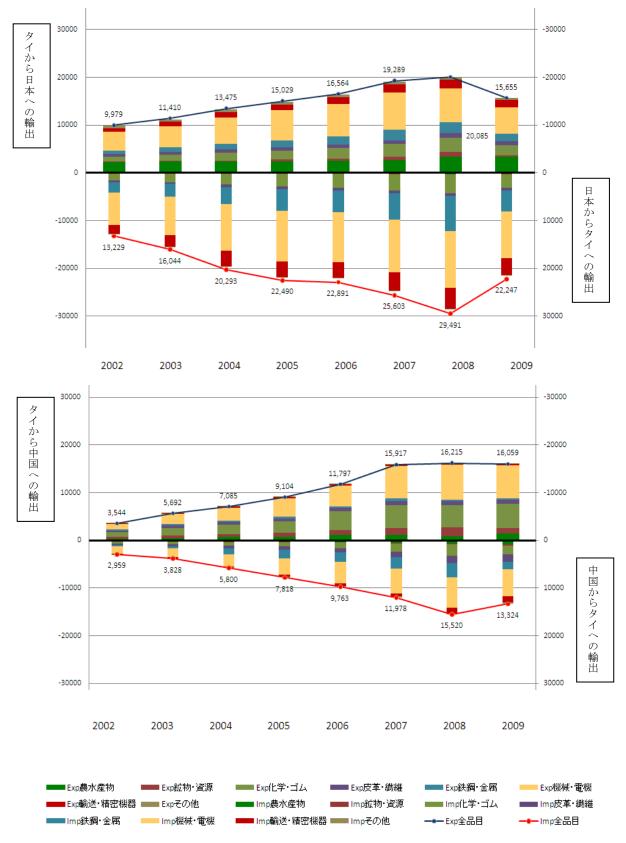
タイと韓国との貿易は、タイの入超の関係にある。両国とも GDP に対する輸出額の割合及び輸入額の割合のいずれも大きい経済の開放度の高い国であるが、2 国間の貿易は日中米と比べると小さい。タイから韓国への輸出総額は 2008 年で 37 億ドルであり、機械・電機、化学・ゴム、鉱物・資源の順に多い。一方、韓国からタイへの輸出総額は 58 億ドルであり、機械・電気、鉄鋼・金属、化学・ゴムの順に多い(前掲第 6-2 表)。

タイと ASEAN 諸国との貿易では、タイは機械・電機、輸送・精密機器、化学・ゴムの輸出を中心に、出超になっている場合が多く、タイは ASEAN 内では工業品輸出国としての性格が強い。輸入では、インドネシアやマレーシア、ベトナムからは鉱物資源の輸入が多い。

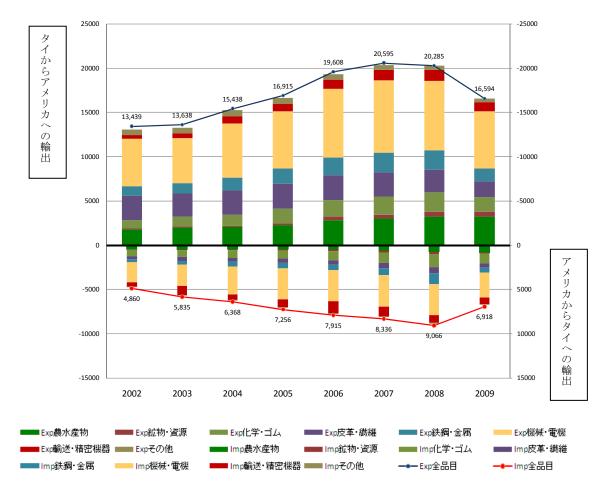
タイとの間で輸出入額がほぼ均衡しているのは、マレーシア、シンガポールである。一方、インドネシア、フィリピン、ベトナムに対してはタイの圧倒的な出超である(前掲第6-2表)。

タイとインドとの間の貿易はまだあまり大きくなく,2008年では、タイからインドへの輸出総額は34億ドル、インドからタイへの輸出総額は22億ドルにとどまっている。インドからの輸出品は、鉄鋼・金属、農水産物、化学・ゴムの順に大きい(前掲第6-2表)。

タイはオーストラリアから鉱物・資源,農水産物のような一次産品を多く輸入し、一方、輸送・精密機器をはじめ工業品を多く輸出している。2008年で、タイからの輸出総額は80億ドル、オーストラリアからの輸出は46億ドルと、全体としてはタイの出超になっている。また、タイはニュージーランドに対しても輸送・精密機器を中心に輸出し、農水産物(酪農品)を主に輸入するという関係にある。タイからの輸出は7億ドル、ニュージーランドからの輸出は6億ドルとタイの出超となっている(前掲第6-2表)。



第6-9図 タイーと主要貿易相手国の貿易 その1 (100万ドル, FOB価格)

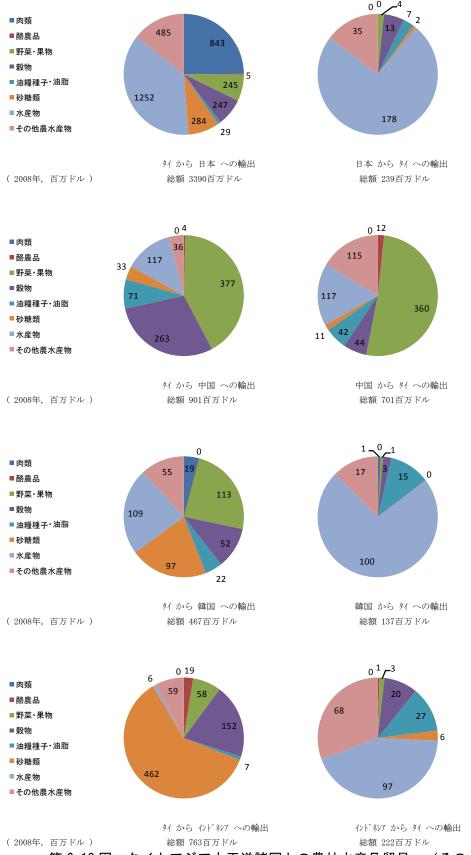


第6-9図 タイーと主要貿易相手国の貿易 その2(100万ドル, FOB価格)

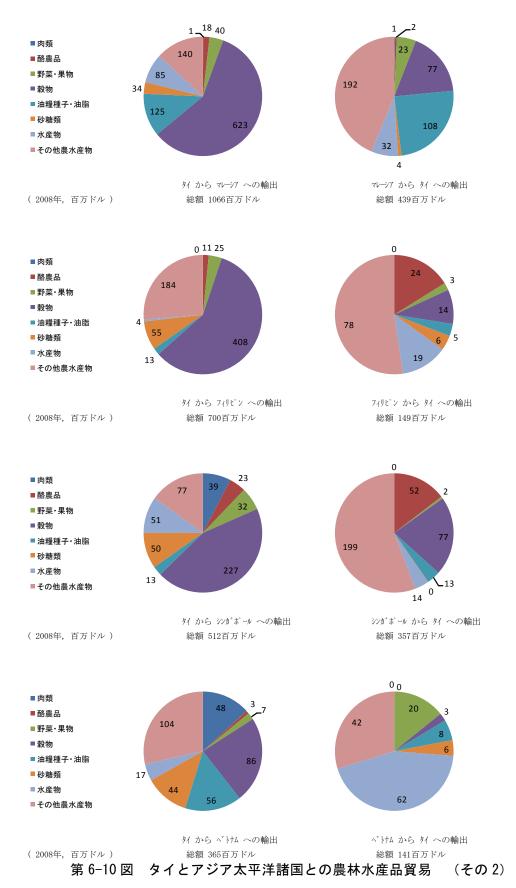
## (2)農林水産物の2国間貿易

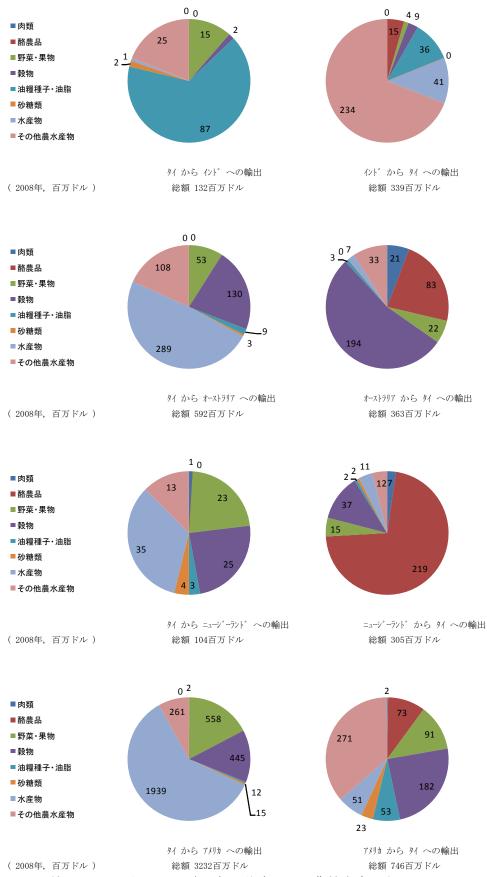
タイは伝統的に農水産物の輸出国であり、インドとニュージーランドを除く全てのアジア太平洋諸国に対して農林水産品の貿易では出超となっている。現在、輸出額が多いのは、米、ゴム、エビ、キャッサバ、鶏肉等である。原料農産物の国際競争が厳しくなる中で,近年ではより高い付加価値を有する食品加工品の輸出が拡大している。

アジア太平洋諸国向けの 2008 年における農水産物の輸出総額は 123 億ドルでその内訳は、水産物、穀物、その他農水産物の順に大きい。農水産物の輸出先は日本(34 億ドル)、アメリカ(32 億ドル)、マレーシア(11 億ドル)、中国(9 億ドル)の順に大きい(第 6-2 表)。



第6-10図 タイとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その1)





第6-10図 タイとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その3)

一方,農水産物のタイ向け輸出は 42 億ドルと輸出額の 3 分の 1 程度である。内訳では,その他農水産物,水産物,穀物の順となる。国別ではアメリカ(7 億ドル),中国(7 億ドル),マレーシア(4 億ドル)の順に大きい(前掲第 6-2 表)。

各国ごとの農林水産物の貿易の概要は以下のとおりである(第6-10図参照)。

日本に対するタイからの農水産物の輸出では肉類、水産物が大きい。一方、中国向けには野菜・果物及び穀物の輸出が多い。また、韓国向けには野菜・果物、砂糖類、水産物、穀物の輸出が多い。ASEANには穀物(米)の輸出が多いが、対インドネシアでは砂糖類が多い。またベトナムには肉類を多く輸出している。またインドに対しては、パーム油の輸出が多い。オーストラリアには米、水産物を輸出している。ニュージーランドに対する輸出は少ない。アメリカには水産物の輸出が多い。

一方,タイの輸入(タイに対する農林水産品の輸出)を見てみると、日本,韓国は 水産品の輸出が多く、対照的に中国は野菜・果物の輸出が多い。

ASEAN 諸国のタイに対する農産品輸出の構成は多様である。インドネシアからの輸出は水産物とその他農産品。マレーシアからはパーム油の輸出が多い。シンガポールからは酪農品の輸出が多く、ベトナムは野菜・果物及び水産物を輸出している。その他の諸国では、インドがタイに対してその他農産品(大豆かす)を多く輸出している。オーストラリアからの輸出は肉類、酪農品、穀物(小麦)、ニュージーランドからは酪農品、アメリカからタイへの輸出では油糧種子・油脂(大豆)、穀物(小麦)、酪農品などであり、それぞれの国の競争力の強い品目が輸出されている。

## 4. ASEAN+1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目

#### (1) ASEAN+1型 FTA 協定間で共通する上位センシティブ品目

#### 1) タイの FTA 協定

タイは、タクシン政権下において多くの国と FTA 協定交渉を活発に展開していた。これは AFTA による自由化が進む中で、さらに国際市場に対する ASEAN 市場の窓口としての地位を占めようという積極的な貿易戦略であった。しかし 2006 年のクーデター以降、タイ単独による FTA 交渉は多く中断したままになっている。他方、2010 年には、インド-ASEAN、日本 - ASEAN、中国 - ASEAN、豪・NZ - ASEAN、韓国 - ASEAN の 5 つの ASEAN+1 型の FTA ネットワークが形成された。現時点では、タイは、独自の FTA 戦略を進めるよりもこの ASEAN+1 型の FTA ネットワークの体制の中で輸出拡大を目指していかざるをえない状況にある。

ここでは、タイの貿易戦略の一端が表れているものとして、タイの資料が未入手の韓国 - ASEAN 協定を除く 4 つの協定におけるタイの上位センシティブ品目(除外品目、高度センシティブ品目)の設定状況を整理した。除外品目等は HS コードの 6 桁で決定されているが、ここでは概要を把握するために、上位センシティブ品目が設定されている場合に

はその上位の HS コードの 4 桁で整理した (第 6-3 表)。

インド - ASEAN 協定では除外品目が 163 品目ときわめて多く,他の協定と比べて,実質的な自由化レベルが極端に低いことが分かる。最も自由化度の高いと言われる豪・NZ - ASEAN 協定では 24 品目であり,中国 - ASEAN 協定では 37 品目,日本 - ASEAN 協定では 38 品目となっている。

## 2) 4 つの協定で共通な上位センシティブ品目

4 つの協定すべてで共通して上位センシティブ品目となっているものは、ほとんどが農水産品 (01~24類) である。列挙すると、ミルク及びクリーム (0401,0402)、ばれいしよ (0701)、食用の果実・ナット類 (0801,0813)、コーヒー、茶、香辛料等 (0901,0902,0904)、米 (1006)、大豆 (1201)、コプラ (1203)、播種用の種、果実及び胞子 (1209)、大豆油 (1507)、パーム油 (1511)、やし (コプラ)油 (1513)、砂糖 (1701)、コーヒー等のエキス (2202)、アルコール類 (2202)、大豆油かす (2304)、たばこ (2401)の 20品目である。

ここで上位センシティブ品目となっているものは、タイ国内の生産額が多く、自由化すると多数の生産者が影響を受ける品目が多い。またミルク及びクリームは、国内の脆弱な 酪農業を保護するためと考えられる。

鉱工業品  $(25\sim97$  類) で、除外品目となっているのは、生糸 (5002) の 1 品目のみである。

#### 3)3つの協定で共通の上位センシティブ品目

4つの協定で共通に上位センシティブ品目となっている上記の 21 品目に加えて、インド - ASEAN、中国 - ASEAN、豪・NZ - ASEAN の 3FTA 協定では、たまねぎ等(0703)と乾燥野菜(0712)の 2 品目を上位センシティブ品目に設定している。また、インド - ASEAN、日本 - ASEAN、中国 - ASEAN の 3 つの FTA 協定では、エンジン(レシプロ及びロータリーエンジン)(8407)、自動車(8703)、二輪車(8711)、二輪車の部品及び付属品(8714)の 4 つの品目を上位センシティブ品目としている。つまり農産品だけでなく、幼稚産業の保護育成という視点から、自動車関連産業というタイにとって最も戦略的に重要な産業については、中国、日本という実質的な競争相手に対して除外品目あるいは高度センシティブ品目に指定し、保護しているのである。

第 6-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 1)

類		нѕ⊐−ド	品名	インド・ ASEAN	日本・ ASEAN	中国・ ASEAN	Aus•NZ• ASEAN
1	動物(生きているものに限る。)	0102	牛(生きているものに限る。)	•			
2	肉及び食用のくず肉	0201	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	•			
		0202	牛の肉(冷凍したものに限る。)	•			
		0204	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限る。)	•			
			食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒ				
		0206	ニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したも	•			
			のに限る。)				
		0207	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生	•			
	魚並びに甲殻類、軟体動物及		鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)				
3	びその他の水棲無脊椎動物	0301	魚(生きているものに限る。)		•		
		0302	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第	•	•		
		0302	03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	•			
		0303	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレ	•	•		
			その他の魚肉を除く。)  魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷				
		0304	凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかない	•	•		
			かを問わない。)				
			魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん				
		0305	製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱によ	•	•		
			る調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、		_		
			ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍	<del>                                     </del>	1	1	
			一一、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものと				
			し、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水				
		0306	煮による調理をした設付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾	•			
			燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問				
			わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用				
			に適するものに限る。)			-	
			軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷 凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものと				
			動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、	_			
		0307	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲	•			
			殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲				
			殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するも				
			のに限る。)				
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及 び他の類に該当しない食用の動	0401	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖そ				
4	物性生産品	0401	の他の甘味料を加えたものを除く。)				
	份江工泾品	0.400	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖そ				
		0402	の他の甘味料を加えたものに限る。)	•	•	•	•
			ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖				
			その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及	_			
		0404	びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の 甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の	•			
			耳に該当するものを除く。)				
			ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプ	_			
		0405	レッド	_	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>
		0406	チーズ及びカード	•			
		0407	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は	•		1	
		<del>                                     </del>	加熱による調理をしたものに限る。)	<del>L -</del>	1	1	
			殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸 気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適す			1	
		0408	る処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料	•		1	
			を加えてあるかないかを問わない。)				
		0409	天然はちみつ	•			
	動物性生産品(他の類に該当す	I	動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及			1	
5	るものを除く。)	0504	び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水	•		1	
	生きている樹木その他の植物及	<del></del>	漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	<del>                                     </del>	1	1	
	生さている樹木その他の他物及  びりん茎、根その他これらに類		切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白			1	
6	する物品並びに切花及び装飾	0603	し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用	•	•		
	用の葉	<u>L</u>	又は装飾用に適するものに限る。)	<u></u>	<u>L</u>	<u> </u>	<u></u>
		0701	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	•	•	•	•
7	食用の野菜、根及び塊茎		たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属	_		_	•
7	食用の野菜、根及び塊茎	0703					
7	食用の野菜、根及び塊茎	0703	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	•		•	
7	食用の野菜、根及び塊茎	<mark>0703</mark> 0710	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による	•		•	
7	食用の野菜、根及び塊茎	0710	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による 調理をしたものに限る。)	•			
7	食用の野菜、根及び塊茎		の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による			•	•
7		0710	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による 調理をしたものに限る。) 乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたも	•			
8	食用の果実及びナット、かんき	0710	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による 調理をしたものに限る。) 乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたも のに限るものとし、更に調製したものを除く。) ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮 のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除	•	•		
		0710 0712	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による 調理をしたものに限る。) 乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたも のに限るものとし、更に調製したものを除く。) ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮 のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除 いてあるかないかを問わない。)	•	•	•	
	食用の果実及びナット、かんき	0710 0712	の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による 調理をしたものに限る。) 乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたも のに限るものとし、更に調製したものを除く。) ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮 のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除	•	•	•	

第 6-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 2)

	第00枚 ASLANT	1 ± 0.	アドドにあいるダイの工型センシブ	1 7	4H ID /	( 0) 2	,
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	0901	コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殼及び皮並び にコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有	•	•	•	•
		0000	量のいかんを問わない。)				
		0902	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	•	•	_	
		0904	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は	•	•	•	•
		0908	<u>粉砕したものに限る。) 及びこしよう属のペッパー</u>  肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類				
10	穀物	1005	とうもろこし				•
10	秋初	1005	<del>となっこし</del> 米			•	
		1008	本 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	•			
	穀粉、加工穀物、麦芽、でん			_			
11	粉、イヌリン及び小麦グルテン	1102	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	•			
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	1201	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	•	•	•	•
		1202	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	•			
		1203	コプラ	•	•	•	•
			その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを				
1		1207	問わない。)	•			
		1209	播種用の種、果実及び胞子	•	•	•	•
	動物性又は植物性の油脂及び		大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてない				
15	その分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	1507	ものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	•	•	•	•
		1511	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	•	•	•	•
		1513	やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	•	•	•	•
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若 しくはその他の水棲無脊椎動物 の調製品	1602	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	•			
		1605	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製 し又は保存に適する処理をしたものに限る。)	•			
17	糖類及び砂糖菓子	1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	•	•	•	•
20	野菜、果実、ナットその他植物 の部分の調製品	2005	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)	•			
21	各種の調製食料品	2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	•	•	•	•
22	飲料、アルコール及び食酢	2202	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味 料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコー ルを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜の ジュースを除く。)	•	•	•	•
		2204	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。) 及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)	•			
		2206	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合 物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除 く。)	•			
		2207	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)	•			
		2208	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	•			
23	食品工業において生ずる残留物 及びくず並びに調製飼料	2301	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の 水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適し ないものに限る。)並びに獣脂かす	•	•		
		2304	大豆油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	•	•	•	•
		2309	飼料用に供する種類の調製品	•			
24	たばこ及び製造たばこ代用品	2401	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ		•		•
24	7516年入り表達7516年17月日		葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たば				_
		2402	こ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	•	•		
		2402	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートた				
		2403	ばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		•		

第 6-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 3)

25	塩、硫黄、土石類、プラスター、 石灰及びセメント	2515	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)及びアラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	•		
		2523	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	•		
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びに これらの蒸留物、歴青物質並び に鉱物性ろう	2712	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)	•		
30	医療用品	3001	臓器療法用の腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質(他の項に該当するものを除く。)	•		
		3002	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の 血、免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品 (生物工学的方法により得たものであるかないかを問わ ない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除 く。)その他これらに類する物品	•		
		3003	医薬品(治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	•		
		3004	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用 又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の 形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包 装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は 第30.06項の物品を除く。)	•		
		3005	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品(例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤)で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	•		
		3006	この類の注4の医療用品	•		
32	なめしエキス、染色エキス、タン ニン及びその誘導体、染料、顔 料その他の着色料、ペイント、ワ ニス、パテその他のマスチック 並びにインキ		ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこの類の注4の溶液	•		
		3209	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)	•		
35	たんぱく系物質、変性でん粉、 膠着剤及び酵素	3502	アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む ものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態におい て全重量の80%を超えるものに限る。) 及びアルブミ ナートその他のアルブミン誘導体	•	•	
	各種の化学工業生産品	3824	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び 調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に 該当するものを除く。)	•		
39	プラスチック及びその製品	3915	プラスチックのくず	•		
		3922	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	•		
40	ゴム及びその製品	4011	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。) ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限 る。) 並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タ イヤトレッド及びタイヤフラップ	•		
41	原皮(毛皮を除く。)及び革	4106	その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	•		
		4107	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又は クラストにした後これらを超える加工をしたもので、パー チメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないも のに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わ ず、第41.14項の革を除く。)	•		

第 6-3 表 ASEAN + 1 型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 4)

					_		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	4202	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入、取り変にアイン、ス、裏類がばん、通学用がはん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、鏡用ケース、けん鏡用のホルスターそ	•			
			の他これらに類する容器				
50	絹及び絹織物	5001	繭(繰糸に適するものに限る。)	•			
		5002	生糸(よつてないものに限る。)	•	•	•	
		5003	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を	•			
		5004	含む。)  網糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。)	•		•	
		5005	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものを除く。)	•			
			編糸、絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものに限				
		5006	る。)並びに天然てぐす	•			
		5007	<b>絹織物</b>	•		•	
E0	綿及び綿織物	5209	綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平				
32		5209	方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)	•			
53	その他の植物性紡織用繊維及 びその織物並びに紙糸及びそ の織物	5307	第53.03項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	•			
54	人造繊維の長繊維並びに人造 繊維の織物及びストリップその 他これに類する人造繊維製品	5402	合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)	•			
57	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	5702	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	•			
61	衣類及び衣類附属品(メリヤス 編み又はクロセ編みのものに限 る。)	6107	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	•			
		6111	乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	•			
62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	6201	男子用のオーバーコート、カーコート、ケーブ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第6203項のものを除く。)	•			
		6203	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、 ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)	•			
		6207	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パスフ・ブリース・オート・アー・ブリース・アースをリスト	•			
		1	ローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッ			+	
		6208	プ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パ ジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその	•			
		-	他これらに類する製品		1	+	
		6211	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の 衣類	•		1	
		6213	ハンカチ	•		1	
			ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールそ			1	$\vdash$
_		6214	の他これらに類する製品	•			<u> </u>
63	紡織用繊維のその他の製品、 セット、中古の衣類、紡織用繊 維の中古の物品及びぼろ	6304	その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)	•			
		6305	包装に使用する種類の袋	•			
64	履物及びゲートルその他これに 類する物品並びにこれらの部分		防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により	•			
	品		甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)				
		6402	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック				
		0-10Z	製のものに限る。)			4	
		6403	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポージンスト・ボー制ス、Bが其制のものに関え、	•			
		6406	ジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) 履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な 中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並	•			
			びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及び これらの部分品				

第 6-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 5)

			加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレー			
	石、プラスター、セメント、石綿、		トを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これ			
68	雲母その他これらに類する材料 の製品	6802	石(スレートを含む。) 製のモザイクキューノぞの他にれ  に類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。) 並	•	•	
	00 表面		びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、 細片及び粉			
			陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐ			
69	陶磁製品	6908	すりを施したものに限る。) 並びに陶磁製のモザイク キューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したも			
03	100 ATM 400 UL	0300	のに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わな			
			い。) 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び			
		6911	化粧用品		•	
		6912	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び 化粧用品(磁器製のものを除く。)		•	
70	ガラス及びその製品	7003	型ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを	•		
			除く。)			
		7004	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収			
		7004	層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わ ないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	•		
			フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又			
		7005	は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、 その他の加工をしたものを除く。)	•		
		7009	ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、		•	
			バックミラーを含む。) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をした			
72	鉄鋼	7208	もので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、	•		
$\vdash$		1	クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)   鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をした			
		7209	もので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、	•		
			クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつ			
		7210	きし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のも	•		
			のに限る。) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメー			
		7211	トル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は	•		
			被覆したものを除く。) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつ			
		7212	きし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のも	•		
			のに限る。) 鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に			
		7213	数文は非古玉鋼の棒(熱面圧延をCだもので不規則に 巻いたものに限る。)	•		
			鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱間			
		7214	引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に 加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含	•		
		7040	t.)			
		7216 7217	鉄又は非合金鋼の形鋼 鉄又は非合金鋼の線	•		
		7219	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル	•		
		7222	以上のものに限る。) ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	•		
		7223	ステンレス鋼の線	•		
73	鉄鋼製品	7301	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてある かないかを問わない。)及び溶接形鋼	•		
			レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、			
			轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分(鉄鋼製の建     設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。) 並び			
		7302	にまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、	•	•	
			レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材			
<u> </u>			で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)			
		7304	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るも のとし、鋳鉄製のものを除く。)	•		
			鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その			
		7305	他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。)	•		
			鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープ			
		7306	ンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに 類する接合をしたもの)	•		
		7307	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及	•		
		/30/	びスリーブ)	-		
			構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、 橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、			
		7308	窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第	•		
1			94.06項のプレハブ建築物を除く。) 並びに構造物用に加   工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する			
			物品			

第 6-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 6)

		7312	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングそ	•			
		7012	の他これらに類する物品(電気絶縁をしたものを除く。)				
			鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつた				
		7313	もの(有刺のものであるかないかを問わない。)及び緩く	•			
			よつた二重線で柵に使用する種類のもの				
			ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤ				
		7314	グリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したものに限る。)	•			
			並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル				
		7315	鉄鋼製の鎖及びその部分品	•			
			鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ(第				
		7317	83.05項のものを除く。)その他これらに類する製品(銅				
			以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。)				
			鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スク				
		7318	リューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ば	•			
			ね座金を含む。)その他これらに類する製品	-			
			鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器(セントラ				
			ルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含				
			む。)、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他こ				
		7321	れらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気	•			
			式のものを除く。)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに				
		<del>                                     </del>	限る。)		1	1	<del>                                     </del>
			セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式の		1		
			ものを除く。)及びその部分品並びに動力駆動式の送風		1		
l		7322	機を有するエアヒーター及び温風分配器(新鮮な又は	•			
l			調節した空気を供給することができるものを含むものと	•			
l			し、電気加熱式のものを除く。)並びにこれらの部分品				
			(この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。)				ļ
l			食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分				
l		7323	品(鉄鋼製のものに限る。)、鉄鋼のウール並びに鉄鋼	•			
l		/323	製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブそ	•			
L_			の他これらに類する製品		<u> </u>		<u></u>
		7324	衛生用品及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。)	•			
		7325	その他の鋳造製品(鉄鋼製のものに限る。)	•			
		7326	その他の鉄鋼製品	•			
0.4	原子炉、ボイラー及び機械類並		ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータ				
84	びにこれらの部分品	8407	リーエンジンに限る。)	•	•	•	
		0.400	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及び	_			
		8408	セミディーゼルエンジン)	•	•	ĺ	1
					_		
		8409	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として	•	•		
		8409	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに	•	•		
		8409 8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。)	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、	•	•		
			第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、動燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、動燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器・理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)があるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	•	•		
		8414	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、前理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、前理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又	•	•		
		8414 8419 8421	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器	•	•		
		8414 8419 8421	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器・理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)があるが、機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他	•	•		
		8414 8419 8421	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対用用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械をの他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭	•	•		
		8414 8419 8421	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、動燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のもの含含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他 これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包 装機械熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭 酸ガス注入機	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)があるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)がないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)があるかないかを問わないものとし、実施 (電気式のものを除く。)がでいたでは 、1をいうのでは、1をいるのででは、1をいるのでのでいた。 は、1をいるのでは、1をいるのでは、1をいるに関するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他 これらに類するを器の口金取付け用の機械その他の包 装機械(熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭 酸ガス注入機 重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含む	•	•		
		8414 8419 8421	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対か用の 機械(熱収器の登集用機械を含む。)及び飲料用の炭 酸ガス注入機 重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含む ものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、アイルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器・理化学用のものを含み、 電気加熱式のもの(第814項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充ての用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、作、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、第、第、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、指、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、指、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、指、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充、指、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、五、第4般で、第4般である。 とびか発した。 を選び、第4般である。) を変し、変更のでは、2000である。) を変し、必ずの他のと をでは、2000では、	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器・理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第814項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)が近に瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が近に腰間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が近に液体又は気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機 重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、動燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方 法により材料を処理する機器(理化学用のもの含含み、 電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の 機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭 用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。) 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に 使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、充てん用、対口用、封止用又 はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器 に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他 これらに類する容器の口金取付けけ用の機械その他の包 装機械熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭 酸ガス注入機 重量測定機器重量測定式の計数機及び検査機を含む ものと、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及 び分銅 ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含 む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに 換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限 るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わ ない。) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、 調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、 前理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、 前理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加 熱、 前型、 が、 が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 で、 の、 で、 で、 で、 で、 の、 で、 で、 で、 で、 の、 で、 で、 の、 で、	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海機で表のとし、家庭用のものを除く。)並びに海横で表のと、漁人で入る機を含む。)をいうに、大て、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、	•	•		
		8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が、変を別した。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対止用又はラベル張付け用の機械を含む。)をのかりを除く。)及び分調を関する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅	•	•		
	電告機関あれてよのがハロサイク	8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器・理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が近に下機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充ての用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充ての用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充すの機械(瓶をの他の包装機械熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機重量測定域の指の機械を含む。)及び飲料用の炭酸が入注入機電量測定式の計数機及び検査機を含むものと、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅ギヤボックスその他の変速機(トルクコンパーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、ケランク、軸受路、滑り軸受、歯車、歯中、取り、イブーリー(ブーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	•	•		
	電気機器及びその部分品並び	8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、減速、2000年の他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(抵、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(抵、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充、ジャー、チューブとの他へもらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮色装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ブーリー(ブーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	•	•		
05	に録音機、音声再生機並びにテ	8414 8419 8421 8422 8423	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、減菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、で電気炉びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、対口用、対止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、対口の機械その他の容器に使用するものに限る。)、充てが、対し、では、大きのと、対し、が、大きのと、対し、では、大きのと、対し、が、大きのとい、大きの、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きの、大きのとい、大きのい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのとい、大きのは、大きのは、大きのとい、大きのとい、大きの、大きのは、大きのとい、大きのい、大きのは、大きのい、大きのい、大きのい、大きのい、大きのい、大きのい、大きのい、大きのい	•	•		
85	に録音機、音声再生機並びにテ レビジョンの映像及び音声の記	8414 8419 8421 8422	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、減菌、殺菌、蒸気加熱、切性のできるが、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、対口用、対止用又はラベル張付け用の機械(極くの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、対口、表生の一をのと、機械、熱収縮包装用機械を含む。)及び分網が表して、に、一、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	•	•		
85	- に録音機、音声再生機並びにテ レビジョンの映像及び音声の記 録用又は再生用の機器並びに	8414 8419 8421 8422 8423	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除る。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに降間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海側間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)があるかないかを問かないものとし、家庭用のものを除く。)があるかないかを問かないものとし、変度用のものを除く。)をでかりに吸る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶をの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対止用又はラベル張付け用の機械(を含む。)をの表別域を変更なが、表別では、表別では、表別でのできない、とのものを含む。)、カランク、軸では、表別をでは、表別をでは、表別をでは、表別をでは、まりに、表別をでは、まりに、表別をでは、まりに、表別をでは、まりに、表別をできる。)、カランク、軸では、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ボールスクリュー、によずみ車、歯車を含む。)、クランク、軸では、表別を含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)とび数値制御用の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器をこ以上装備するものに限る。)及び数値制御用の機器(第85.17項	•	•		
85	に録音機、音声再生機並びにテ レビジョンの映像及び音声の記	8414 8419 8421 8422 8423	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第814項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変をでは、変を関いるのを除く。)が、変をでは、変をの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶をの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対止用又はガスル張、一、チューブその他の容器に使用するものに限る。)、充い、カランル、・カンルのは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	•	•		
85	- に録音機、音声再生機並びにテ レビジョンの映像及び音声の記 録用又は再生用の機器並びに	8414 8419 8421 8422 8423	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、減少を含み、電気加熱式のものぐ第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに海体又は気体のろ過機及び清浄機皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械、抵、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械、抵、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充、数での機械、製収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。)及び分銅ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、人ラシク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ブーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)。	•	•		
85	- に録音機、音声再生機並びにテ レビジョンの映像及び音声の記 録用又は再生用の機器並びに	8414 8419 8421 8422 8423 8483	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第814項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変を関いるのを除く。)が、変をでは、変を関いるのを除く。)が、変をでは、変をの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶をの他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、対止用又はガスル張、一、チューブその他の容器に使用するものに限る。)、充い、カランル、・カンルのは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	•	•		

第 6-3 表 ASEAN + 1 型の FTA におけるタイの上位センシティブ品目 (その 7)

		8544	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)	•			
87	鉄道用及び軌道用以外の車両 並びにその部分品及び附属品	8701	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)	•	•		
		8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車	•			
		8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及び レーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計し たものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)	•	•	•	
		8704	貨物自動車	•			
		8706	原動機付きシャシ(第87.01項から第87.05項までの自動 車用のものに限る。)	•			
		8707	車体(運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項 までの自動車用のものに限る。)	•			
		8708	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)	•		•	
		8711	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー	•	•	•	
		8714	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車 両のものに限る。)	•	•	•	
		8716	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこれらの部分品	•			
95	がん具、遊戯用具及び運動用 具並びにこれらの部分品及び 附属品	9503	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル	•			

注:●印は4桁分類中に上位センシティブ品目(6桁が存在していることを示す)

青色は4つの協定全てで、上位センシティブ品目が存在していること。黄色は3つの協定で上位センシティブ品目が存在していることを示す。

資料:各協定文書より筆者作成。

#### 4. まとめ

タイは土地資源に恵まれた伝統的な農産物輸出国であり、かつ輸出指向型の工業化政策をとってきた。非産油国であり、原材料の海外依存度が高いが、多くのアジア太平洋地域の諸国に対しては、輸出額が輸入額を上回っている。2008年において、アジア太平洋諸国の中でタイが入超となっている国は日本、韓国、シンガポールのみである。一方、貿易額がほぼ均衡しているのは、中国、マレーシアである。そしてタイが大幅に出超となっているのは、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカである。特にアメリカへの輸出黒字は大きい。

現在,アジア太平洋地域では中国の加工貿易の拡大が各国の貿易構造に大きな影響を与えている。中国に比べると、タイは、労賃コストの面での競争力に劣る。そのため、製造業の中でも、これまでの産業蓄積から優位性を有すると考えられた自動車産業の育成に力が入れられてきた。本章の競争力指数の分析は、輸送・精密機器部門の輸出競争力が強化されているものの、材料となる部品の輸入や、競争力の弱い鉄鋼・金属の輸入が拡大し、これらの品目の競争力指数が低下していることを示している。

農林水産物の貿易では、タイ向けの輸出額が、タイからの輸出額を上回っているのはインド(その他農水産物)とニュージーランド(酪農品)のみであり、タイの農水産物の輸出競争力が強いことが端的に表れている。タイの農林水産品の輸出の構成は、貿易相手によってかなり異なっている。穀物の輸出の割合が大きいのは ASEAN 諸国、野菜・果物の割合の多いのは中国、肉類の多いのは日本、水産物の多いのはアメリカである。こうした違いは相手国の農業の事情や貿易制度の違いを反映している。

タクシン政権はタイ単独の FTA 拡大に積極的だったが、2006 年の同首相追放のクーデター後は、米国 EU がタイとの 2 国間ベースの交渉を中止したこともあり、全般的にタイの FTA 交渉の動きは停滞している。そのため、現在のタイは、ASEAN 域外からの窓口となって貿易のハブを目指すというよりも、ASEAN+1 型の FTA のネットワークが形成され地域全体の貿易が拡大するなかで、自身の競争力の高い分野の輸出の拡大を目指すという状況にある。ASEAN+1 型 FTA における上位センシティブ品目を整理したところ、4 つの協定で共通した上位センシティブ品目は 20 品目 (HS コードの 4 桁レベル) であり、ほとんどが農水産品であった(鉱工業品に分類されるものは生糸だけである)。また、豪・NZ - ASEAN 協定を除く 3 つの協定では、自動車産業に関連した品目が上位センシティブ品目となっている。すなわちタイは、国内への影響が大きいことから農業を、また重要産業である自動車産業は、幼稚産業保護という視点から、上位センシティブ品目に指定して保護するという戦略を取っている。

タイ経済の成長に伴う労賃コストの上昇や、中国をはじめとする他国との市場競争が激 しくなるのに伴い、アジア太平洋地域の貿易におけるタイのポジションも変化している。 伝統的に強かった農水産品では、中国やベトナムなどの新興輸出国との競争の中で、生鮮 果実や香り米などの、高付加価値型の品目の輸出にシフトしてきている。一方、工業製品 でも中国の加工貿易の拡大やマレーシアなど他の ASEAN 諸国との競合が強まっている。 こうした中、タイは日本企業の工場が比較的早期に進出していたこともあり、現在は、自 動車関連産業の集積が進展し、自動車の輸出拡大が顕著である。こうした動きはタイをめ ぐる様々な市場環境の変化に対する合理的な適応の方向であり、当面はこうした傾向が継 続していくものと考えられる。